

令和5年 第3回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和5年5月18日 開会

令和5年5月18日 閉会

美 深 町 議 会

令和5年第3回臨時会
美深町議会会議録
第1号（令和5年5月18日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第16号 美深町税条例の一部改正について
- 第 5 議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 同意第2号 副町長の選任について
- 第 7 同意第3号 教育委員会教育長の任命について

◎出席議員（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 木下 悠 君 | 2番 望月 清貴 君 |
| 3番 中瀬 亮太 君 | 4番 名取 明美 君 |
| 5番 蠣崎 一生 君 | 6番 田中 真奈美 君 |
| 7番 小口 英治 君 | 8番 藤原 芳幸 君 |
| 9番 和田 健 君 | 10番 荒川 賢一 君 |
| 11番 南 和博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|--------------------|------------------|
| 町 長 草野 孝治 君 | 副 町 長 今泉 和司 君 |
| 総務課長 川端 秀司 君 | 住民生活課長 桜木 健一 君 |
| 保健福祉課長 中江 勝規 君 | 農務課長 山崎 義典 君 |
| 建設水道課長 杉本 力 君 | 会計管理者 後藤 裕幸 君 |
| 総務グループ主幹 小林 一仙 君 | 企画グループ主幹 小野 勇二 君 |
| 生活環境グループ主幹 内山 徹 君 | 税務グループ主幹 中林 秀文 君 |
| 保健福祉グループ主幹 和田 政則 君 | 農業グループ主幹 前田 直久 君 |

建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君 水道住宅グループ主幹 町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教育長職務代理者 安 喰 俊 博 君 教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元 岡 友 之 君 教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君 事務局副主幹 丹伊田 和 博 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和5年第3回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において3番 中瀬君、4番 名取君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず、閉会中議会に提出された書類及び配布資料について申し上げます。代表監査委員から令和5年4月及び5月実施の例月出納検査報告書。美深町商工会から商店街活性化事業プレミアム商品券販売事業に対する助成についての要望書他2件はいずれも写しを配布しております。次に、長側の提出議案については、条例の一部改正2件、人事案件2件です。次に、説明員については一覧表を配布しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第16号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第16号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第16号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、個人町民税では令和6年度から森林環境税を賦課徴収するための措置と、課税の特例適用期限を延長する措置。固定資産税では、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置。軽自動車税では、特定小型原動機付自転車が定義されたことによる措置と、種別割のグリーン化特例の延長措置などの規定を整備するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきますので、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第16号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。以下、条文記載されておりますが、5ページまでですね。改正条文になっておりますけれども、資料をお付けしてございますので、資料ですね。条例の内容についてご説明致しますので、6ページをお開きいただきたいと思います。只今、町長から説明があったとおり個人町民税、固定資産税、軽自動車税にかかる改正となっておりますので、順次ご説明をしたいと思います。まず税目、町民税の改正でございます。大きく森林環境税の導入に伴う改正でございます、只今町長から説明があったとおり令和6年から個人に対して課税をされます、これは国税でございます。しかし、市町村において個人住民税の均等割と合わせて、1人年額千円を賦課徴収するというものでございます。その賦課徴収に関して、条例を整備するものでございます。まず、表の2段目ですね。第19条第3項の改正で、ここに個人町民税均等割と合わせて賦課徴収する旨を規定するものでございます。次、第21条が納税通知書に森林環境税の納付額を追加するという改正となっております。その下、2つが特別徴収に関しての改正となっております、第24条は給与所得、第27条の2は公的年金等にかかる所得でございます、それぞれ個人町道民税に森林環境税を含む旨の規定をする改正となっております。表の1段目に戻ります。第15条の9の改正でございます。これは、配当割額または株式等譲渡所得割の控除に関する規定でございます。町道民税に加え、森林環境税に納付もしくは納入するよう改正をするという内容でございます。以上が、森林環境税の導入に伴う改正概要でございます、これは令和6年1月1日からの課税適用となるものでございます。次のページですね。7ページでございますけれども、引き続き町民税にかかる改正でございます。表の1段目から説明致しますが、第17条の3の2の改正。これは給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するという改正でございます、簡素化の内容でありますけれども、申告書に記載する内容ですね。これが、前年の

申告内容と異動がない場合ですね。こういった場合は、異動がない旨を記載すればそれで足りるというような改正をするものでございます。これは、令和7年1月1日からの適用となります。次の2つの改正が課税特例の延長に関する改正でございます。まず附則第8条が、これは肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置、これを延長する改正でございます。若干、説明させていただきますけれども、この措置につきましては、肉用牛の生産農家の経営強化、これを目的としてございまして、1頭あたりの価格、年間の売却頭数など一定の要件のもとに肉用牛を売却した時には町民税の所得割が免除となると、そういった制度でございます。この特例につきましては、現行は令和6年までのですね。特例となっておりましたけれども、これを3年間延長致しまして、令和9年度までにするという内容でございます。次に参りまして、附則第17条の2の改正でございます。これは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置。これを延長するという改正でございます。この措置につきましては、所有期間5年を超える土地と優良住宅の造成等のために譲渡した場合、この長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の金額に対して、個人町民税の税率を軽減するというそういった制度がございます。この制度、現行は令和5年度までの特例となっておりましたが、この特例も3年間延長致しまして、令和8年度までとするという内容でございます。以上が町民税にかかる内容でございます。次に固定資産税にかかる改正でございます。まず大規模の改修等が行われたマンションに対する税額の軽減措置に関する規定、これを新たに追加するという改正でございます。附則第10条の2、これは一定の要件を満たすマンションにおいてですね。長寿命化の大規模工事を実施した場合に、固定資産税を減額するという特例措置。わがまち特例、これが創設されております。これに伴いまして、課税標準の特例割合、これを定めるものでございますが、これは地方税法にですね。参酌値が規定してございまして、この参酌値であります3分の1という風に定める内容となっております。次の附則第10条の3第8項の改正。これはマンション等の大規模工事、修繕工事をしたものが税額の軽減措置を受けようとする場合に申告すべき事項、内容これを規定するという改正でございます。これらの期日につきましては、令和5年4月1日からの適用となります。次、最後になりますけれども軽自動車税にかかる改正でございます。種別割に関する改正でありまして、第60条の改正。これは税率の改正となりますが、特定小型原動機付自転車にかかる改正ということでもありますけれども、令和4年にですね。道路交通法等の一部を改正する法律が改正されまして、これによりまして道路交通法にいわゆる電動キックボード、これを対象とする規定がされまして、これが特定小型原動機付自転車というものが規定されておりました。本年7月1日からこれが施行となります。これを受けまして地方税法で、

原動機付自転車の税率区分に特定小型原動機付自転車を加えられてございます。これによりまして、電動キックボード等は現行ではミニカーの区分にあるわけでありまして、改正後はミニカーの区分から除かれまして、50cc以下の原動機付自転車の税率区分に移行するというような改正にかかる内容となっております。次に、附則第16条の改正。これは税率の特例でございまして、グリーン化特例を延長する改正でございまして。ご承知かと思っておりますけれども、グリーン化特例これは排出ガスの低減機能ですとか、あるいは燃費性能に優れるいわゆる環境負荷に小さい軽自動車等新車で取得した場合に、その翌年度分の税率を軽減するというような制度でございまして、この特例、令和4年度までの措置となっておりましたが、これも3年間延長いたします。ただし、25%軽減については2年間延長するという内容でございまして。以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第16号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第16号について採決します。議案第16号 美深町税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第16号は可決されました。

◎日程第5 議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴いまして、後期高齢者支援金の課税限度額について2万円引き上げる改正。軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正について整備をするものでございます。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

ご説明申し上げます。議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。以下、改正条例の条文載っておりますけれども、これも資料でご説明致しますので、1枚めくっていただきまして、10ページですね。お聞きいただきたいと思っております。改正の趣旨等については、只今町長から説明ございました。まず課税限度額の改正についてでございますけれども、第2条第3項の改正となります。後期高齢者支援金分の課税限度額、現行20万円となっておりますけれども、これを2万円引き上げまして22万円とする改正でございます。次に、第27条第1項の改正。これは軽減措置の規定でございます、5割軽減及び2割軽減の対象世帯にかかる軽減判定所得の改正となっております、まず5割軽減では現行28万5千円となっている部分ですね。これを5千円引き上げまして29万円に改めるもの。次、2割軽減につきましては、現行52万円となっている部分を1万5千円引き上げまして53万5千円に改めるものでございます。いずれも、令和5年4月1日からの課税適用となるものでございます。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第17号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第17号について採決します。議案第17号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第17号は可決されました。

◎日程第6 同意第2号 副町長の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。同意第2号について、提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第2号 副町長の選任について、提案説明を申し上げます。現今泉副町長は5月31日まで任期を有しておりますが、本人から後身に道を譲りたいということで、5月18日付本日付けをもって退任届が出され許可をしたところでございます。4期16年間のご活躍、ご労苦に対しまして心から感謝を申し上げます。さて、新しい副町長として同意をお願いする方は、現総務課長の川端秀司君であります。昭和39年

2月25日生まれ、現在59歳です。川端君は、昭和57年3月に美深高等学校を卒業し、同年4月から本町職員として採用になり、水道課、産業課、農業開発課、議会事務局、総務課を経て平成21年には総務課総務グループ主幹、その後、住民生活課長、農務課長、総務課長として町、行政全般に精通している職員であります。この間、平成15年には自治大学校第2部課程138期で3カ月学び、非常に研究熱心な方で、職員の信頼も厚く、行政課題への的確な対応、計画性と行動力は高く評価しているところであり、これからの行政課題に取り組むためには適任な人物だと考えております。満場のご同意をいただきますようお願い申し上げます。なお、任期は令和5年5月19日から令和9年5月18日までの4年間としております。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、本件について質疑があれば発言願います。質疑がなければ質疑を終了します。討論は省略し、これから同意第2号 副町長の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第2号 副町長の選任については同意と決定しました。

◎日程第7 同意第3号 教育委員会教育長の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 同意第3号 教育委員会委員長の任命についてを議題とします。同意第3号について、提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第3号 美深町教育委員会教育長の任命について説明を申し上げます。教育長につきましては、ご存知のとおり、現在2月18日から欠員となっているところでありまして、新たな教育長として同意をお願いする方は、現建設水道課長 杉本 力君であります。昭和38年9月30日生まれ。現在59歳です。杉本君は、昭和57年3月に美深高等学校を卒業後、専修大学北海道短期大学土木課へと進み、昭和59年4月から約7年間民間会社で土木技師として勤められた後、平成3年4月から本町職員として採用になってございます。採用後は、建設課、水道課の技師として平成6年に通水となった、本町公共下水道の整備全般の他、長く公共土木工事、災害対応などを担っていたが、平成21年には産業施設課施設グループ主幹、その後は建設水道課長として活躍している職員であります。この間、平成20年には自治大学校第2部課程153期で3カ月学び、地方自治の課題研究、学習を深めたところであります。豊富な経験を持ち合わせ課

題に対しては緻密な計画のもと果敢に取り組み、また部下に対しての指導力、自らの行動力は衆目の認めるところであります。またスポーツ分野では、少年団時代から野球に親しみ、特に野球連盟で審判部として活躍するなど社会的にも人望が厚く、人格、識見ともに優れた職員であり、教育長として適任な人物だと考えてございます。満場のご同意をいただきますようお願い申し上げ提案説明と致します。なお、任期は令和5年5月19日から前任者の在任期間であります、令和7年9月30日までとしております。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、本件について質疑があれば発言願います。なければ質疑を終了します。討論は省略し、これから同意第3号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第3号 教育委員会教育長の任命については同意と決定しました。

ここで、閉会を前に本日をもって退任されることとなりました今泉副町長にご挨拶をいただきたいと存じます。

○副町長（今泉和司君） 一言ご挨拶をさせていただきますけれども、まず退任のご挨拶をこのような場でさせていただく機会を与えていただきまして、議長をはじめ議員の皆様にもまずもお礼を申し上げたいという風に思います。ありがとうございます。平成19年にですね。この場に立たせていただきまして、その時は就任のご挨拶ということで議会の皆様にですね。挨拶をさせていただきました。あれから16年の歳月を経て今日の日を迎えることができた。本当に感慨深いものがございますが、前山口町長を支えての16年間でございましたが、十分にその任が果たすことができたのかどうか、議員の皆様あるいは町民の皆様には様々な評価があろうと思いますが、しかし私何とかこの16年間ですね。町政進展の一翼を担えたのではないかと思うところであります。そしてそれには、議会の多大なるご理解とご協力を得ることがあってできたのではないかと。さらには山口町長のリードの下、職員の支えがあったことと考えているところでございます。この16年間やり切れたこともありますけれども、残してしまっただけでも、それは後輩にですね。託すことをどうかお許しいただきたいと思っております。一口で16年間といいますが、非常に長いですね。小学校に入学した子どもが中学、高校を経て、そして大学に入学して卒業して社会人に巣立つという、その期間が16年間ということで非常に長い期間でありますけれども、ただ私にとってはあっという間な本当にですね。あっという間に16年間を過ごしたなという風に思っております。議会が終わればほっとして良かったなという風

に思うわけでありませけれども、しかし間髪入れずにまた議会の対応が待っているという
そういった繰り返しの中で、1年1年を過ごしてきたということでありまして、いつの間
にか高齢者と呼ばれるような年齢にもなっております。思い起こしますと沢山のことが蘇っ
てきますし、この場で、この議場の場で激論も交わさせていただきました。言葉足らずで、
議員の皆様には十分ご理解をいただくのに時間を有したというそういったこともございま
した。ただそれは人生の財産として多くのことを学ばしていただいたということございま
まして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。16年間、大変お世話になりました。
感謝とですね。お礼を申し上げまして、言葉足りませんがお礼の言葉とさせていただきます。
本当にありがとうございました。

○議長（南 和博君） 只今、退任にあたりまして今泉副町長からご挨拶をいただきました。
社会情勢の変化と直近のコロナ禍の3年間を含むこの16年間、本町行財政の確立に
献身的にご尽力されました。その功績に対しまして、議会としても心から敬意を表するも
のでございます。本当に大変ありがとうございました。そして大変ご苦労様でした。今一
度、拍手を送りたいと思います。議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

以上で、本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで令和5年第3回美
深町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 中 瀬 亮 太

署名議員 名 取 明 美